

地域包括支援センター運営協議会の会議結果報告

1. 会議名	令和7年度 第3回松阪市地域包括支援センター運営協議会
2. 開催日時	令和8年3月6日（金）午後7時30分～午後8時40分
3. 開催場所	松阪地区医師会館 大会議室
4. 出席者氏名	[委員]:平岡会長、西井委員、岩瀬委員、村林(ゆ)委員、沼田委員、村林(由)委員、福本委員、川上委員、寺阪委員(Web)、堀委員、多次委員(Web)、大西委員 計12名 [地域包括支援センター] ◎第一地域包括支援センター 管理者 1名 ◎第二地域包括支援センター 管理者 1名 ◎第三地域包括支援センター 管理者 1名 ◎第四地域包括支援センター 管理者 1名 ◎第五地域包括支援センター 管理者 1名 [事務局] ◎高齢者支援課:藤牧参事、世古担当監、森川主幹、村林主任、塚田係員、齋藤係員、梶間 ◎健康福祉総務課:池田参事 ◎介護保険課:大川課長 ◎地域振興局地域住民課:高口課長、野口課長、鈴木課長、池田課長
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市健康福祉部高齢者支援課 電話 0598-53-4099、FAX 0598-26-4035 e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- (1) 令和7年度 地域包括支援センター運営状況について
事業経過報告(4～12月分)
- (2) 令和8年度 地域包括支援センター運営方針(案)について
- (3) 令和8年度 地域包括支援センターの事業委託について

令和7年度 第3回松阪市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時 : 令和8年3月6日(金)午後7時 30 分～午後8時 40 分

会 場 : 松阪地区医師会館大会議室

会議形態 : 会場および WEB

出席者 :

[委員]: 平岡会長、西井委員、岩瀬委員、村林(ゆ)委員、沼田委員、村林(由)委員、
福本委員、川上委員、寺阪委員(Web)、堀委員、多次委員(Web)、大西委員
計 12 名

(欠席委員) 西村副会長 計 1 名

[地域包括支援センター]

- ◎第一地域包括支援センター 管理者 1 名
- ◎第二地域包括支援センター 管理者 1 名
- ◎第三地域包括支援センター 管理者 1 名
- ◎第四地域包括支援センター 管理者 1 名
- ◎第五地域包括支援センター 管理者 1 名

[傍聴] 0 名

[事務局]

◎高齢者支援課: 藤牧参事、世古担当監、森川主幹、梶間主幹、三田係長、
村林主任、塚田係員、武藤係員、齋藤係員

◎健康福祉総務課: 池田参事

◎介護保険課: 大川課長

◎地域振興局地域住民課: 高口課長、野口課長、鈴木課長、池田課長

事 項 :

1.挨拶

2.報告事項

高齢者支援課における事業報告

3.協議事項

(1)令和7年度 地域包括支援センター運営状況について
事業経過報告(4～12月分)

(2)令和8年度 地域包括支援センター運営方針(案)について

(3)令和8年度 地域包括支援センターの事業委託について

4.その他

【議事録】

1.挨拶

現在検討している地域医療構想では在宅医療の体制整備が重要とされている。今後、医師会を中心に仕組みづくりを進めていく必要があると考えている。本協議会においても、地域包括ケアの推進に向け、引き続きご協議をお願いします。

2.報告事項

高齢者支援課における事業報告

1)事務局説明

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

健康寿命の延伸を目的に、医療・介護・地域が連携し、75歳以上の高齢者を対象とした事業を実施した。ハイリスクアプローチでは、低栄養や口腔機能低下等のフレイル要因に対し、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が訪問や面談等による個別支援を実施した。糖尿病性腎症重症化予防については対象者5名に連絡を行ったが、指導の実施はなかった。健康状態不明者への訪問では、対象19名のうち10名から生活状況等の聞き取りを行った。ポピュレーションアプローチでは、6か所の集いの場において運動・栄養・口腔に関する健康教育を実施し、延べ498人が参加した。

本事業は効果的な取組である一方、通知への反応が少ないなど参加につながりにくい課題もあり、今後も関係機関と連携して取り組む。

②住民主体型通所サービス事業(通所型サービスB)

令和7年4月～12月の参加状況を集計した。登録者は120名で、女性が82.5%、平均年齢は80.7歳であった。7か月以上継続参加している方が約80%で、活動が地域に定着している様子がみられた。要介護認定の変化では、改善・維持が92.4%であり、多くの参加者が状態を維持していた。一方で、団体数の減少や参加者の高齢化、担い手不足などの課題もあり、今後も地域での介護予防の取組を推進していく。

3.協議事項

(1)令和7年度 地域包括支援センター運営状況について

事業経過報告(4～12月分)

1)事務局説明

市が委託している5か所の地域包括支援センター(以下包括とする)福祉まるごと相談室(以下まるごと相談室とする)を掲載している。まるごと相談室は令和7年度に3か所開設され、市内すべての圏域で設置された。相談室には包括職員が派遣されている場合もあり、高齢者に関する相談件数については、まるごと相談室で受けた相談も含めて計上している。

総合相談件数は12月までの実績で包括が2,206件、まると相談室が669件であった。相談方法は電話相談が多く、相談内容は介護に関することや、独居・高齢者世帯など生活全般に関する相談が多く、例年と同様の傾向であった。訪問対応では、相談支援に伴う訪問が多く、相談から訪問へと途切れのない支援が行われている。

75歳到達者を対象とした「75歳お達者訪問」は、潜在する課題の早期発見を目的として実施しており、12月末までに591人を訪問した。訪問率は50.5%（拒否を含めると65.8%）であり、訪問の結果、介護保険申請や継続支援につながったケースもあった。一方、多くの方は元気に生活されており、包括の紹介や介護予防教室の案内を行った。

地域包括支援センターの周知啓発として、地域の会議や介護予防教室等の場での説明、広報誌の作成・配布などを行い、地域で身近な相談機関として認識されるよう取り組んでいる。

権利擁護業務では、社会福祉士連絡会を年6回開催し、消費者被害や高齢者虐待に関する事例検討を行いながら、関係機関との連携を図っている。虐待のタイプでは身体的虐待と心理的虐待が多く、長期的な関わりが必要な事例も多いことから、関係機関と連携しケース検討会を開催するなど対応している。啓発活動として、消費者被害や成年後見制度、高齢者虐待に関する講座を地域で実施するとともに、松阪市版エンディングノート「もめんノート」の書き方講座を27回開催し、278人が参加した。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、関係機関との情報共有や勉強会等を通じて連携を図っており、連携回数は昨年度同時期より約300回増加した。介護支援専門員への支援として、困難事例への助言や研修等も実施している。

地域ケア会議は、多職種や地域住民が連携し地域課題の解決を図る場として開催しており、12月までに個別ケース会議を7回、地域課題会議を4回開催した。個別ケースでは認知症や精神疾患を含む困難事例が多く、地域課題では見守り体制などについて協議が行われた。

生活支援コーディネーターは、地域資源の把握や地域課題の解決に向けた活動を行い、地域資源を紹介する機関紙「すみよしさん」を発行し周知している。

介護予防ケアマネジメント業務では、介護予防支援が9,598件、介護予防ケアマネジメントAが5,833件であった。

介護予防事業では、教室や地域への出前講座などを実施し、単発教室は102回開催し1,808人が参加した。また、集いの場創出支援では、市内100以上の住民主体の介護予防グループの活動を支援しており、今年度は3グループが新たに立ち上がった。

介護予防いきいきサポーター養成では、初級編123人、中級編81人が修了し、フォローアップ研修は48回開催し延べ513人が参加した。

認知症総合支援事業では、認知症地域支援推進員連絡会を開催し情報共有を行うとともに、物忘れ相談会を実施し医療受診や継続支援につなげている。認知症サポーター養成講座は小中学校等でも実施し、累計受講者数は31,302人となった。

2) 質疑応答

委員: まるごと相談室の開設により、包括との役割分担や相談の流れにどのような変化があるのか。

事務局: まるごと相談室は全年齢を対象とした相談窓口であり、地域に寄り添った相談対応を行う。一方、高齢者に関する地域課題については包括につなぐ形としており、相談室には包括職員も配置されている。両者が連携しながら包括的な支援体制の構築を進めていきたい。なお、開設間もないため、今後相乗効果が生まれるよう取り組んでいく。

会長: 相談数の変化はどうか。減っているのか。

事務局: 現時点では例年と同程度の相談件数であり、年度末には例年並みの件数になる見込みである。

委員: 「何か困ったら、まるごと相談室へ」と地域では案内が言っているようだ。介護でも何でも困ったことがあれば、まるごと相談室へというスタンスですか。

事務局: 当課に連絡があった高齢者の方には、「包括へ」と案内している。日頃から、高齢者には「包括にお気軽に相談をください」という周知をしている。

事務局: まるごと相談室の広報は行っているが、65歳以上の高齢者の相談窓口が包括である点は従来と変わらないと補足した。

委員: ④相談者区分では、行政関係者が90名あった。どのような行政関係者が多いのか。

事務局: 市職員が地域住民から相談を受けた際、包括につなぐケースがあるためです。

委員: (3)地域包括支援センター周知啓発活動では、包括の周知啓発活動について、第二包括の実績が多い理由は。

事務局: 啓発方法は各包括の判断に委ねている。

第二包括: 圏域の各住民自治協議会の地区の総会や出前講座等で周知をしており、回数が多くなっている。

委員: 地域ケア会議の事例を見ると困難ケースが多い。現在、施設関係は、カスハラ対策室で対策をとっている。包括はチームで取り組んでいると思うが、包括職員の負担やストレスへの対応について教えて欲しい。

第一包括: 当包括では、勤務実績が長い職員が多い、皆で慰め合いながら従事している。先日、三重大の神経内科が行っている事例検討会に参加した際、他市の包括センターの職員と話をした。包括の相談を「そういうことも含めて委託しているのだから」と言われると聞いた。比べて松阪市は、相談ができ一緒に訪問に行くなど、大変

ありがたい環境で対応ができています。

第二包括:当包括も第一包括と同じである。何かあるとすぐ高齢者支援課に相談している。権利擁護の職員にも相談し、連携をとりながら業務に従事している。他には包括内で時々お弁当を注文したり、僕のストレスが溜まったら飲み会をしている。

第三包括:今報告があったように、一人で抱えることなく、ミーティングで情報共有をし、職員間の風通しが良い職場作りに努めている。高齢者支援課への相談もそうだが、この包括の管理者同志はケアマネ協会につながっており、何かあればすぐ相談できる。

第四包括:本当に様々なケースがあり、職員が一人で関わらないようにしている。どうしても一人で関わらなければならない場合、職員が考え込まないようにしている。包括内にストレス発散ができる雰囲気づくりをしている。

第五包括:地域で対応後、事務所に帰ってくるとすぐ、「今日のケースは・・・」とみんなが報告しあう。その時は先輩がフォローする。気兼ねなく自分の意見や考え、感じたことを言い合う。そのことが検討につながり、それで解決ができるとうい。

委員:他市の自治体は包括に冷たい。管理者が包括内の職員に御馳走ができるような給料を出してほしいと思う。

委員:介護予防ケアマネジメント業務では、ケアマネジャーの確保が難しいと言われている。現在は、予防もプランも直営でも持てる形に変わっている。ケアマネが確保できないという実情はあるか。

第一包括:ほとんど進んでいない状況。三者契約で、包括を選択すると安心できると言われる。業者からも指定をとっても、自分たちだけでは不安だと言われることがある。例えば要支援は低い単位数であるが、手間がかからないのではない。包括が動くのは安心だと言われる。

第二包括:第一包括と同様に、そこまで変化はない。更新の時期に変わるところができる。そこまで大きく何かが変わったということはないが、指定を受けた事業所さんに以前よりお願いするのが容易となってきている。

第三包括:介護予防では、指定を受けた事業所の数にもよる。一概に話の現状と合わないこともあるかもしれないが、第三包括は事業所を選択しているところにケアマネが在籍している。徐々に契約されている市民も数名おられる。

第四包括:そのような事例はあったかなという感じで、そこまで進んでいない状況。

第五包括:保険請求をみていると、昨年より増えている。予防単独でサービスののみであり、少なく思う。

委員:利用者が高齢者のサービスを使い始めて計画相談から介護相談に変わっていくことがある。現場の肌感覚で聞きたいと思った。

(2)令和8年度 地域包括支援センター運営方針(案)について

1)事務局説明

本方針案は、包括の管理者と検討し作成したものであり、主に令和7年度の運営方針からの追加・変更点について説明した。

Ⅱ. 基本的な運営方針では、「地域包括ケアシステムの推進」について、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現を見据えた内容を追加した。

重点的に取り組む業務内容では、総合相談支援事業において地域の実態把握を進めるため、把握した地域情報を地域資源情報検索サイト「暮らしまるごとマップ ちゃちゃマップ」等へ反映し、情報の充実を図ることを追記した。

認知症施策の充実では、令和6年 12 月に示された厚生労働省「認知症施策推進基本計画」において示された「新しい認知症観」を踏まえ、「新しい認知症観の理解を深める取組」や「認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり」を推進することとし、その説明を追加した。

令和8年度の重点目標として、国の認知症施策および地域包括ケアシステムの深化を踏まえ、以下の取組を推進する。

1. 認知症支援体制の強化では、従来の「認知症の正しい理解」から、「新しい認知症観の普及・啓発」へ内容を見直した。

2. 介護予防の取組の充実では高齢者の状況や地域データを踏まえ、PDCA サイクルに基づいた事業を実施し、地域の実情に応じた介護予防を推進する内容を追記した。

3. 生活支援体制の推進では、生活支援コーディネーターの役割を踏まえ、地域の日常生活の中で育まれている見守りや助け合い、身近な集いなどの活動を「地域の宝」として大切にし、広報誌等で共有・周知することで住民主体の支え合い活動の展開と活性化につなげる内容を追加した。

4. 多職種で在宅ケアをサポートする体制づくりでは、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多職種が連携し在宅ケアを支える体制づくりに継続して取り組む。

2) 補足説明

運営方針(案)に関連し、市として「災害時への備え・要配慮者への支援」を重要な課題と捉えています。

現在策定を進めている、令和9年度から11年度を計画期間とする「第11次高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」においても、「災害時への備えの充実」を引き続き位置付けていく予定である。また、令和7年度の地域包括ケア推進会議では、「災害対応から地域共生社会を考える」を年間テーマとし、関係機関による取組状況の共有を行った。今後も定期的にこのテーマを取り上げていく予定です。

地域包括支援センター運営方針(案)の目的には、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを継続できるよう支援することが示されており、災害時における要配慮者支援も含まれるものである。今後、令和9年度の運営方針への明文化も視野に入れ、令和8年度の運営協議会において議論を進めていきたい旨の説明があった。

3) 質疑応答

会長：新旧対比ができる資料の方が分かりやすいため、色分けや比較表などの工夫を検討してほしい。また、災害に関する内容についても、今後の運営方針に追加していくことを検討してほしいとの意見があった。

(3) 令和8年度 地域包括支援センターの事業委託について承認された。

4. その他

次回の運営協議会は、令和8年7月頃の開催を予定している。日程については、改めて連絡をします

市役所の組織改編により、令和8年度から高齢者支援課と健康福祉総務課が統合し、課名は「健康福祉総務課」となる予定である。これに伴い、今後、本運営協議会に関する案内等は健康福祉総務課より連絡します。

以上